# 風俗営業等の規制及び業務昭和五十九年政令第三百十九号

内閣は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等する法律施行令風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関

(法第二条第一項第五号の政令で定める施設) (法第二条第一項第五号の政令で定める施設は、次の各号のい質第五号の政令で定める施設は、次の各号のい質第五号の政令で定める施設は、次の各号のい質期する法律(以下「法」という。)第二条第一関する法律(以下「法」という。)第二条第一関する法律(以下「法」という。)第二条第一項第五号の政令で定める施設)

の区画された施設 の区画された施設 第三条第一項第二号において同じ。)内方。第三条第一項第二号において同じ。)内 百三十八号)第二条第二項に規定する旅館・百三十八号)第二条第二項に規定する旅館・ ホテル等(旅館業法(昭和二十三年法律第

の利用に主として供されるものを除く。) の利用に主として供されるものを除く。) 内の区画された施設(当該大規模小売店舗において営む当該小売業を営むための店舗の用に供される床面積をいう。) ための店舗の用に供される床面積をいう。) ための店舗の用に供される床面積をいう。) の合計が五百平方メートルを超えるものをいる。) かの区画された施設(当該大規模小売店舗立地法目、大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法目、大規模小売店舗で、

(お第二条第六項第三長の政令で定める興第二条 法第二条第六項第三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。以下この条におい項に規定する興行場をいう。以下この条において同じ。)で、専らこれらの各号に掲げる興行場(興行場法行の用に供するものとする。

でようでは、 ではその映像を見せる興行の用に供する興態又はその映像を見せる興行の用に供する興性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿室において、当該個室に在室する客に、その室において、当該個室に在室を設け、当該個 ヌードスタジオその他個室を設け、当該個

せる興行の常に供する興行場という。 とれる興行の常に供する興行場を見ため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見なに在室する客に、その性的好奇心をそそる隣室又はこれに類する施設において、当該個室ののでき劇場その他個室を設け、当該個室の

を関行場 を現行場 の姿態及びその映像を見せる興行の用に供す の姿態及びその映像を見せる興行の用に供す できるため衣服を脱いだ人の姿態又はそ 2 のというではの好奇 であり、その性的好奇

第三条 法第二条第六項第四号の政令で定める施(法第二条第六項第四号の政令で定める施設等)

5 値段 室を専ら異性を同伴する客の休憩の用に供す ー レンタルルームその他個室を設け、当該個 設は、次に掲げるものとする。

号に該当するものを除く。)であつて、次のいずれかに該当するもの(前下この条において同じ。)の用に供する施設工 ホテル等その他客の宿泊(休憩を含む。以

を受でれ同表の下欄に定める数値に達しないでれ同表の下欄に定める数値に達しないの上欄に掲げる収容人員の区分ごとにそれて同じ。) 又はロビーの床面積が、次の表て同じ。) 収はロビーの床面積が、次の表イ 食堂 (調理室を含む。以下このイにおい

ロ 当該施設の	上	五十一人以	以下	上五十人	三十一人以		三十人以下		区分	収容人員の	力言
外周に、又は	トル	五十平方メ		ートル	四十平方メ	ートシ	三十平方メ	食堂		床面積	
当該施設の外周に、又は外部から見通す	ートル	五十平方メ		ートル	四十平方メ	ートル	三十平方メ	ロビー			

こ フロント、玄関帳場その他これらに類すこ フロント、玄関帳場その他とこれられた。 ことができる物が取り付けられ、フを遮ることができる物が取り付けられ、フを遮ることができる物が取り付けられ、フを遮ることができる物が取り付けられ、フロント、玄関帳場その他これらに類す

法第二条第六項第四号の政令で定める構造 法第二条第六項第四号の政令で定める構造 用する個室に入ることができる施設 個室の鍵の交付を受けることができる施設 設備を操作することによつてその利用する なが従業者と面接しないで機械その他のホー客が従業者と面接しないで機械その他のホースを

は、前項第二号に掲げる施設(客との面接に適は、前項第二号に掲げる施設(客との面接に適は、前項第二号に掲げる施設(客との面接に適は、前項第二号に掲げる施設(客との面接に適は、前項第二号に掲げる施設(客との面接に適は、前項第二号第六項第四号の政令で定める構造

本の使用する自動車の車庫(天井(天井の内では、その使用する自動車の部分をいう。以下に供する区画された車庫の部分をいう。以下に供する区画された車庫の部分をいう。以下に供する区画された車庫の部分をいう。とができるし、二以上の自動車を収容することができるし、二以上の自動車を収容することができるし、二以上の自動車の自動車の形庫(天井(天井のの使用する自動車の車庫(天井(天井の本の使用する自動車の車庫(天井(天井の本の使用する自動車の車庫(天井(天井の本の使用する自動車の車庫(天井の本の場合に接続する構造

二 客の使用する構造(前号に該当するものを除いられる廊下、階段その他の施設に通ずる出動車の車庫と当該個室がその客の使用する自整面に隣接する外壁面に出入口を有する構造壁面に隣接する外壁面に出入口を有する構造をする側室が近路で上として用いられる廊下、階段その他の施設に通ずる外壁面又は当該外

第一項第一号に掲げる施設 次のいずれかれ当該各号に定めるものとする。法第二条第六項第四号の政令で定める設備

の面積の合計が一平方メートル以上のもの上のものの工は二以上の特定用途鏡でそれら鏡」という。)で面積が一平方メートル以れた鏡(以下このイにおいて「特定用途横眇している人の姿態を映すために設けら横助してより振動し又は回転するベッド、に該当する設備

受備 る客の性的好奇心に応ずるため設けられた るものに限る。) その他専ら異性を同伴す らに類するもの又はベッドに取り付けてあ (天井、壁、仕切り、ついたてその他これ

機その他の設備 次条に規定する物品を提供する自動販売

ては次の口に該当する設備のイに、同号ニ又はホに該当する施設にあつまでのいずれかに該当する施設にあつては次ま 第一項第二号に掲げる施設 同号イからハニ 第一項第二号に掲げる施設 同号イからハ

前号イ又はロに掲げる設備

ロ 宿泊の料金の受払いをするための機械そのとする。

又はその複製物 不服を脱いだ人の姿態を被写体とする写真

内容とする写真集 一 前号に掲げる写真又はその複製物を主たる

いう。)による記録に係る記録媒体覚によつては認識することができない方法を覚によつては認識することができない方法をよするフィルム又はビデオテープ、ビデオデとするフィルム又はビデオテープ、ビデオデー 衣服を脱いだ人の姿態の映像を主たる内容

(法第二条第六項第六号の政令で定める店舗型真その他の物品又はこれらに類する物品品、性器を模した物品、性的な行為を表す写四 性具その他の性的な行為の用に供する物

性風俗特殊営業)

第五条 法第二条第六項第六号の政令で定める営第五条 法第二条第六項第六号の政令で定める営業により異性を紹介する営業(当該異性対ることにより異性を紹介する営業してした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業に従事する者に対し、当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業に従事する者である場合におけるも常知の場合におけるものである場合におけるものである場合におけるもので表している。

のを除く。)とする。のを含み、同項第一号又は第二号に該当するものを含み、同項第一号又は第二号に該当するも

:六条 法第四条第二項第二号の政令で定める基関する条例の基準)(風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に

でいる。 一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域 一 風俗営業の営業所の設置を制限する地域 単は、次のとおりとする。

居集合地域」という。) 保居が多数集合しており、住居以外の用

ロ その他の地域のうち、学校、病院その他の地域のうち、学校、病院その他のその特に鑑み特にその周辺における良好な風俗性に鑑み特にその周辺における良好な風俗性に鑑み特にその利用者の構成その他のその特施設 という。)の周辺の地域

一 前号口に掲げる地域内の地域につき制限地域の指定を行うよと。 大の区域内の地域につき指区域を限度とし、その区域内の地域につき指区域を限度とし、その区域内の地域につき制限地域の指定を行うこと。

(法第四条第三項の政令で定める事由)

では、 は を で が で が に関する法令の規定に基づく措置 を が の発生又は拡大を防止する災害 が の発生又は前号に規定する災害 第二十九条第一項から第三項までの規定その 第二十九条第一項から第三項までの規定その

により当該営業所に滅失に至らない破損が生二 火災若しくは震災又は前二号に掲げる事由の計量に掲げる事由

場合における当該除却れを改築することが必要であると認められるのためには当該営業所の除却を行つた上でこじた場合において、関係法令の規定を遵守す

に従つて行う除却 次に掲げる法律の規定による勧告又は命令

7 消防法第五条第一項

一条第一項号)第十条第一項から第三項まで又は第十号)第十条第一項から第三項まで又は第十日条第二百一

七十九号)第十四条第三項高速自動車国道法(昭和三十二年法律第

号)第十三条第一項進に関する法律(平成九年法律第四十九年、衛士の法律(平成九年法律第四十九年、衛士の法律のを備の促

なる事業の施行に伴う除却し、又は使用することができる公共の利益と号)その他の法律の規定により土地を収用号 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九

東のための除却 、 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十 大号)第二条第一項に規定する土地区画整理 北を図るため関係法令の規定に従つて行われ 事業その他公共施設の整備又は土地利用の増 事業その他公共施設の整備又は土地利用の増 事業との他公共施設の整備では土地利用の増 事業との他公共施設の整備では土地区画整理 大号)第二条第一項に規定する土地区画整理 大号)第二条第一項に規定する土地区画整理 大号)第二条第一項に規定する土地区画整理

(法第四条第四項の政令で定める営業)

第八条 法第四条第四項の政令で定める営業は、回胴式遊技機、アレンジボール遊技機、じやん球遊技機その他法第二十三条第一項第三号に規定する遊技球等の数量又は数字により遊技の結果を表示する遊技機を設置して客に遊技をさせる営業で、当該遊技の結果に応じ賞品を提供しる営業で、当該遊技の結果に応じ賞品を提供して営むものとする。

**第九条** 法第十三条第一項第二号の政令で定める (法第十三条第一項第二号の政令で定める基準)

> 営業等密集地域」という。)であること。 割合で設置されている地域(第二十二条第 ロメートルにつきおおむね三百箇所以上の 時間をいう。以下同じ。)において営まれ 並びに深夜(午前零時から午前六時までの 興をさせ、かつ、客に飲食をさせる営業 興行場営業をいう。)の営業所が一平方キ 場営業(興行場法第一条第二項に規定する う。第二十七条において同じ。)及び興行 第四号に規定する酒類提供飲食店営業をい る酒類提供飲食店営業(法第二条第十三項 (客に酒類を提供して営むものに限る。) を 一号イ(1)及びロ(3)において「風俗 店舗が多数集合しており、かつ、風俗営 い、風俗営業に該当するものを除く。) 遊興飲食店営業(設備を設けて客に遊

住居集合地域

次に掲げる地域でないこと。

② 住居集合地域以外の地域のうち、住居での保全につき特に配慮を必要とするでいる地域で、住居が相当数集合しているため、深夜における当該地域の風俗環るため、深夜における当該地域の用に供されている地域の

の地域を除く。)
の地域を除く。)
の地域を除く。)

二 営業延長許容地域の指定及びその変更は、風俗営業の種類、営業の態様その他の事情に応じて良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならないよう配慮するとともに、当該地域における法第四十四条第一項の規定による風俗営業者の団体の届出の有無及び当該団体が関係風俗営業者に対して行う営業時間の体が関係風俗営業者に対して行う営業時間の体が関係風俗営業者に対して行う営業時間の本活動にも配意すること。

鮭ン(風俗営業の営業時間の制限に関する条例の基

は、次のとおりとする。 第十条 法第十三条第二項の政令で定める基準

二 営業時間を制限する地域の指定は、次に掲時間を指定して行うこと。 営業の種類ごとに、営業を営んではならない一 法第十三条第二項の制限は、地域及び風俗

げる地域内の地域について行うこと。

ユーチの也の地域

配慮を必要とするもの に居が相当数集合しているため、早朝にお住居が相当数集合しているため、早朝にお 商業又は工業の用に供されている地域で、 の その他の地域のうち、住居の用に併せて

る時間内において行うこと。 に掲げる地域の区分に従いそれぞれ次に定める 営業を営んではならない時間の指定は、次

イ 前号イに掲げる地域に係る地域であった。当該条例で定める時間及び午後十一時次時後午前十時までの時間及び午後十一時六時後午前十時までの時間及び午後十一時次時後午前十時までの時間及び午後十一時次時後午前十時までの時間及び午後十一時次時後午前十時までの時間及び午後十一時次時後午前十時までの時間及び午後十一時次時後午前十時までの時間及び午後十一時次に接いて、法第十三条第一項第一号に定める地域であった。 1、当該条例で定める時間及び午後十一時次に強いて変いる時間及び午後十一時である中域である地域であった。 1、当該条例で定める時間及び午後十一時次に強いる地域であった。 1、当該条例で定める時間及び午後十一時の時間ができる地域に係る地域であった。

時前の時間での時間及び午後十一時から翌日の午前零での時間及び午後十一時から翌日の午前零時前のを除く。)午前六時後午前十時まは、行に掲げる地域に係る地域(イに掲

時後午前十時までの時間 ・ 前号口に掲げる地域に係る地域 午前六

四 ぱちんこ屋その他の都道府県の条例で定める種類の風俗営業については、前二号に定めるもののほか、客の頻繁な出入り、営業活動に伴う騒音の発生その他の事情による良好なに付う騒音の発生その他の事情による良好なにつき、次に掲げる地域の区分に従いそれぞにためる時間内において営業を営んではならない時間を指定することができること。イ 当該風俗営業の種類に係る営業延長許容地域に該当する地域 午前六時後午前十時までの時間

条例で定める時まで)の時間 (イに掲げるものを除く。) 午前六時後午(イに掲げるものを除く。) 午前六時後午間十時までの時間及び午後十一時から翌日の午前零時前(当該翌日につき、当該特別の午前零時前(当該翌日につき、当該特別の下途の時間及び午後十一時から翌日前十時までの時間及び午後十一時から翌日前十時までの時間及び午後十一時から翌日前十時までの時間及び午後十一時から翌日前十時までの時間を開いている場合にある。

から翌日の午前零時前の時間 六時後午前十時までの時間及び午後十一時 ハ イ又は口に掲げる地域以外の地域 午前

(風俗営業に係る騒音及び振動の規制に関する

る場合における同条の風俗営業者に係る騒音に第十一条 法第十五条の規定に基づく条例を定め いて定めるものとする。れぞれ同欄に定める数値を超えない範囲内にお に、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、そ 係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごと

第	時間	午前六時後午後六時前の	時	後立	牟	· 符	六	前		とは、		っ。「昼間」	>	を 一 備 い 考	
	ル十デシ	ベ五ル十	デ	ベ 十 ル 五	シ五	デ シ シ 五	ル士	ベカ	が指げ	域以外の地域一及び二に掲	外び	域一及	地	る三	
								218	条 の	ものあるも	る道が	定めるもので都道府県	でしる	例とす	
 第										を、	発たり	のい		いさし	
	<i>/</i> L	シベ		ル	ベル	1	ベル	シ	密にり	競地の を域に の	景 該 そ	虱 、地谷 当 域	るでる	け域い	
	五 デ		シ	/ 十	六	グガーデー		/ 六	1 7	. 合	0	商店		, =	
									の県	の条例で定めるものものとして者道所に	定って	例でし	条の	のも	
								· •	しる	要があ	必	える		、保	
									恨を	に静穏	特	め、	た	る	
									全す	を保合	境	俗環	風	な	
	ル	シベ		ル	ベル	<i>//</i>	ベル	シベ	好好	で、良	域	の地	他	0)	
	五 デ	ゴエ十四		五十五デ五十デシ	Ŧī.	ガデ	#1		域そ	合地域	集	住居	<i>D</i> .	-	
		深夜		間	夜		間	昼間							
							偃	娄値					垣	土 垣	

前の時間をいう。 値は、五十五デシベルを超えない範囲内においにおける同条の風俗営業者に係る振動に係る数 て定めるものとする。 法第十五条の規定に基づく条例を定める場合

「夜間」とは、

午後六時から翌日の午前零時

公安委員会規則で定める方法によるものとす (法第十八条の二第一項第二号の政令で定める 第一項の騒音及び前項の振動の測定は、国家

第十二条 法第十八条の二第一項第二号の政令で

定める書類は、次に掲げるものとする。 政令第三百十九号)第十九条の三の在留カー ド又は日本国との平和条約に基づき日本の国 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年

> 籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例 特別永住者証明書 (平成三年法律第七十一号) 第七条第一項

- 第百七条の二の国際運転免許証又は外国運転 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号)
- 次に掲げる者であることを証する書類 健康保険法(大正十一年法律第七十号
- 号)の規定による被保険者又はその被扶 の規定による被保険者又はその被扶養者 船員保険法(昭和十四年法律第七十三
- 九十二号)の規定による被保険者 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百
- 基づく共済組合の組合員又はその被扶養者 合法(昭和三十七年法律第百五十二号)に 教職員共済制度の加入者又はその被扶養者 律第二百四十五号)の規定による私立学校 律第百二十八号)又は地方公務員等共済組 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法

(型式の規格を定める遊技機の種類)

:十三条 法第二十条第三項の政令で定める遊技 機の種類は、次のとおりとする。

ぱちんこ遊技機 回胴式遊技機

アレンジボール遊技機

じやん球遊技機

3十四条 法第二十条第八項の政令で定める者 同表の下欄に定める額とする。 で定める額は、同表の上欄に掲げる者につい て、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ は、次の表の上欄に掲げる者とし、同項の政令 (法第二十条第八項の政令で定める者及び額)

単に「認定」とい下単に「指定試験機 う。)を受けようと関」という。)が行う 政令で定める者 |項の認定(以下|項の指定試験機関(以|百円 法第二十条第(一) 法第二十条第五二千 区分 |を受けた遊技機につい 技機試験」という。) 認定に必要な試験(以 下この表において「遊 定める 政令で

> |項の検定(以下単に||百四十 て認定を受けようとす たものを除く。)につ いて認定を受けようレ けた型式に属する遊技 検定」という。)を受円 9る場合 (遊技機試験を受け 法第二十条第四四千三

> > 回胴式遊技機

特定装置を連続して作 られているもの(当該 置」という。) が設け 表において「特定装 定めるもの(以下この 国家公安委員会規則で るための装置であって ノとする場合 ぱちんこ遊技機 入賞を容易にす

て同じ。)を内蔵する う。以下この表におい 成する集積回路をい 中央演算処理装置を構 ッサー(電子計算機の千円(i) マイクロプロセ三万五

られているもの ((1 るもの以外のもの 特定装置が設け (i) に掲げ 千三百 一万六

ッサーを内蔵するもの千円 るもの以外のもの (i) マイクロプロセ|二万 i i) (i) に掲げ 一万六 千三百

の型式以外の型式に

て検定を受けようと

る場合

ぱちんこ遊技機

特定装置が設け

(三) (二) 又は (三)

とする場合

ついて検定を受けよう

安委員会の検定を受け

具会以外の都道府県公

た型式(型式試験を受

たものを除く。)に

とする都道府県公安委

に掲げるものを除く。

|に掲げるもの以外の (3) (1) 又は (2) 万四 千四百

もの

られているもの

(当該

ものに限る。) 動させることができる の遊技機以外の遊技機 について認定を受けよ (三) (一) 又は(三 うとする者 検定を受け もの以外のもの千円(2)(1)に掲げる一万九でイクロプロセ三万五 (2) (1)に掲げる二万三ッサーを内蔵するもの千円 もの以外のもの (1) マイクロプロセ|五万 アレンジボール游

(1) マイクロプロセ三万五 (1) マイクロプロセ三万五 もの以外のもの ッサーを内蔵するもの千円 げる遊技機以外の遊 (2) (1) に掲げる|一万二 1から4までに掲 マイクロプロセニ万

検定を受けようとする を受けた型式について 行う検定に必要な試験|百円 型式試験」という。 (以下この表において じやん球遊技機 る都道府県公安委|百円|検定を受けよう|六千 指定試験機関が三 千六百 千

受けようとする者			
(1) マイクロプロセーッサーを内蔵するものの (2) (1) に掲げる (2) (1) に掲げる もの以外のもの はちんこ遊技機 について遊技機試験を	のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	(ii) (i) に掲げ るもの以外のもの (3) (1) 又は (2) (3) (1) 又は (2) に掲げるもの以外の もの もの もの マイクロプロセ ッサーを内蔵するもの ッサーを内蔵するもの	特定装置を連続して作(i) マイクロプロセーッサーを内蔵するものに限る。) ものに限る。) ものに限る。) ものに限る。) に掲げるもの以外のもの (1) に掲げるものを除く。) に掲げるものを除く。) マイクロプロセーッサーを内蔵するものという。
万四円万百 千十 七十 円八 千四	円万四円万百     円万四       二十     八十     九十       千八     千四     千七	円二百     円万三円万四       万六     八十     八十       千十     千三     千三	円万百     円万四千三百       八十     八十円万四       千二     千三

について遊技機試験を 外のもの 場合 試験を受けようとする 遊技機について遊技機 外のもの ついて遊技機試験を受 もの以外のもの らカ以外のもの 千円 (2) (1) に掲げる二万三 れているもの(1に掲 もの以外のもの ッサーを内蔵するもの千三百 のに限る。) 定装置を連続して作動 れているもの(当該特 受けようとする場合 けようとする場合 (二) 回胴式遊技機に ツサーを内蔵するもの|千三百 させることができるも (三) アレンジボー けるものを除く。) 2 (四) じやん球遊技機 (1) マイクロプロセ|三万六 (1) マイクロプロセ四万三 1又は2に掲げる|二万千 特定装置が設けら 特定装置が設けら 1に掲げるもの以三万二 を内蔵するもの 1に掲げるもの以二万六 を内蔵するもの マイクロプロセッ四万二 を内蔵するもの マイクロプロセッ六万八 マイクロプロセッ (1) に掲げる|二万| 千三百 四万二 千百円 千三百 兀 けようとする者 型式試験を受(一) ぱちんこ遊技機 型式について型式試験 もの以外のもの させることができるも 験を受けようとする |の型式について型式試 外の遊技機について遊 までに掲げる遊技機以 外のもの を受けようとする場合 もの以外のもの ッサーを内蔵するもの|万五千 げるものを除く。) れているもの(1に掲 もの以外のもの ッサーを内蔵するもの四万二 のに限る。) 定装置を連続して作動 れているもの(当該特 外のもの 技機試験を受けようと 五 (2) (1) に掲げる四十四 する場合 (2) (1) に掲げる四十四 ーを内蔵するもの 1に掲げるもの以二万六 特定装置が設けら 特定装置が設けら を内蔵するもの マイクロプロセッ百六十 1又は2に掲げる|三十四 1に掲げるもの以 マイクロプロセッ|三万六 回胴式遊技機の マイクロプロセ百四 (一)から(四 マイクロプロセ|百十三 千円 二万八 万五千 千三百 万五千 万五千 千百円 九 る額は、それぞれ三の項の下欄に定める額からの遊技機に係る法第二十条第八項の政令で定め ||式に属する他の遊技機について認定を受けよう ||おいて同時に当該認定に係る遊技機と同一の型 備考 府県において同時に当該遊技機試験に係る遊技 技機試験を受けようとする場合における当該他 機と同一の型式に属する他の遊技機について遊 はそれぞれ同項の(三)の下欄に定める額からては四十円とし、同項の(三)の場合にあつて |あつては零円とし、同項の (二) の場合にあつ 第十五条 法第二十三条第一項の政令で定める営 欄の規定にかかわらず、同項の(一)の場合に とする場合における当該他の遊技機に係る法第 八千円を減じた額とする。 業は、遊技の結果に応じ客に賞品を提供して遊 万四千三百円を減じた額とする。 十条第八項の政令で定める額は、一の項の下 技をさせる営業とする。 (法第二十三条第一項の政令で定める営業) 遊技機試験を受けようとする者が当該都道 認定を受けようとする者が当該都道府県に 外のもの 外のもの 場合 外のもの 験を受けようとする の型式について型式試 型式試験を受けようと 遊技機の型式について (三) アレンジボー ーを内蔵するもの る場合 1に掲げるもの以四十 りもの | 万八千| 1に掲げるもの以四十八 1に掲げるもの以四十 -を内蔵するもの |万五千| マイクロプロセッ|百十五| を内蔵するもの 万四千マイクロプロセッ百十五 じやん球遊技機 万九千 万六十八

する条例の基準 (店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限に関

第十六条 法第二十八条第四項の政令で定める基 準は、次のとおりとする。

保全する必要がある場合に、必要に応じ地域 風俗に関し、深夜における良好な風俗環境を一 営業を営んではならない時間の指定は、性 業を営んではならない時間を指定して行うこ する店舗型性風俗特殊営業の種類ごとに、営法第二十八条第四項の制限は、同項に規定 営業を営んではならない時間の指定は、

(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正 を指定して、行うこと。

第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大 な不正行為は、次に掲げる行為とする

百七十六条、第百七十七条、第百七十九条かる。)、第百三十九条第二項、第百四十条、第中販売又は販売目的の所持に係る部分に限十六条若しくは第百三十七条(これらの規定 ら第百八十二条まで又は第百八十七条の罪に 当たる違法な行為 刑法(明治四十年法律第四十五号)第百三

事する者の意思に反して次に掲げる役務を提由を不当に拘束する手段によつて、営業に従二 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自 供することを強制する行為

る営業に係る異性の客に接触する役務 法第二条第六項第一号又は第二号に掲げ 第二条各号に規定する興行に係る衣服を

脱いだ姿態を見せる役務 第五条に規定する営業に係る異性の客と

面会する役務

こと又は法第二条第六項第五号に掲げる営業 くは借り受けることを強要する行為 に係る第四条に規定する物品を購入し、若し る興行に係るものを除く。) の提供を受ける げる役務にあつては、第二条第三号に規定す イ、ロ若しくはハに掲げる役務(同号ロに掲 前号に規定する手段によつて、客に同号

号)第二十四条の二(所持又は譲渡に係る部四 大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四 ための交付に係る部分に限る。) 又は第二十された医薬品の他人に対する施用又は施用の分に限る。)、第二十四条の三 (大麻から製造 四条の七の罪に当たる違法な行為

五 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第 三百三号)第二十四条の二第一号の罪に当た

> 六 条の十一(他人に対する施用に係る部分に限 条の四(同法第三十条の七、第三十条の九第 中他人に対する施用に係る部分に限る。)又九条若しくは第二十条第二項(これらの規定 る部分に限る。)、第四十一条の三(同法第十 る。) に係る部分に限る。)、第四十一条の十 は同条第三項に係る部分に限る。)、第四十一 十二号)第四十一条の二(所持又は譲渡に係 覚醒剤取締法(昭和二十六年法律第二百五 一又は第四十一条の十三の罪に当たる違法な 項(譲渡に係る部分に限る。)又は第三十

四、第六十八条の二、第六十九条第五号、第 限る。) に係る部分に限る。)、第六十六条の 律第十四号)第六十四条の二(譲渡、交付又 六十九条の五又は第七十条第十七号の罪に当 する施用又は施用のための交付に係る部分に 第三項又は第四項(これらの規定中他人に対 六十六条 (譲渡又は所持に係る部分に限る。) は所持に係る部分に限る。)、第六十四条の三 (他人に対する施用に係る部分に限る。)、第 第六十六条の二(同法第二十七条第一項、 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法

る。)、第五十四条の三又は第五十五条第一号 第五十二条(譲渡又は所持に係る部分に限 の罪に当たる違法な行為 あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)

九 第三十条第三号又は第三十一条第一号の罪に 当たる違法な行為 競馬法 (昭和二十三年法律第百五十八号)

号) 第五十六条第二号又は第五十七条第二号 の罪に当たる違法な行為 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九

第二号の罪に当たる違法な行為 律第二百四十二号)第六十五条第二号又は第 六十六条第二号の罪に当たる違法な行為 二百八号)第六十一条第二号又は第六十二条 モーターボート競走法(昭和二十六年法 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第

な不正行為) (法第三十一条の五第一項の政令で定める重大 十三 スポーツ振興投票の実施等に関する法律 第三十三条第二号の罪に当たる違法な行為 (平成十年法律第六十三号) 第三十二条又は

第十八条 法第三十一条の五第一項の政令で定め る重大な不正行為は、 次に掲げる行為とする。

二 前条第二号に規定する手段によつて、営業

第一号に掲げる営業に係る異性の客に接触すに従事する者の意思に反して法第二条第七項 る役務を提供することを強制する行為 前号に規定する役務の提供を受けること又は

四条に規定する物品を購入し、若しくは借り 法第二条第七項第二号に掲げる営業に係る第 受けることを強要する行為

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限に

用する法第二十八条第四項の政令で定める基準第十九条 法第三十一条の十三第一項において準 次のとおりとする。

ではならない時間を指定して行うこと。 る法第二十八条第四項の制限は、営業を営ん 法第三十一条の十三第一項において準用

保全する必要がある場合に、必要に応じ地域風俗に関し、深夜における良好な風俗環境を一 営業を営んではならない時間の指定は、性 を指定して、行うこと。

正行為) 及び第三号を除く。)に掲げる行為とする。 める重大な不正行為は、第十七条各号(第二号 (法第三十一条の二十の政令で定める重大な不

第三号を除く。)に掲げる行為とする。 (特定遊興飲食店営業の許可に係る営業所設置 重大な不正行為は、第十七条各号(第二号及び 許容地域の指定に関する条例の基準)

次のとおりとする。

該当する地域内の地域について行うこと。 地域」という。)の指定は、次のいずれにも される地域(次号において「営業所設置許容 イ 次のいずれかに該当する地域であるこ

風俗営業等密集地域

下の割合で人が居住する地域 平方キロメートルにつきおおむね百人以 その他の地域のうち、深夜において一 前条各号(第二号及び第三号を除く。)に 口

前条第二号に規定する手段によつて、客に

関する条例の基準)

(法第三十一条の十五第一項の政令で定める重 大な不正行為)

第二十条 法第三十一条の十五第一項の政令で定

第二十一条 法第三十一条の二十の政令で定める

第二十二条 法第三十一条の二十三において準用 する法第四条第二項第二号の政令で定める基準

特定遊興飲食店営業の営業所の設置が許容

次に掲げる地域でないこと

住居集合地域

(2)境の保全につき特に配慮を必要とする るため、深夜における当該地域の風俗環 ている地域で、住居が相当数集合してい の用に併せて商業又は工業の用に供され 住居集合地域以外の地域のうち、

を限度とする区域内の地域を除く。) の各側端から外側おおむね五十メートル 域に該当する場合にあつては、幹線道路 する地域(当該地域が風俗営業等密集地 (1) 又は(2) に掲げる地域に隣接

を限度とする区域内の地域に限る。) 地を含む。)の周囲おおむね百メートル 都道府県の条例で定めるものに限る。) 俗環境を保全する必要がある施設として (これらの用に供するものと決定した土 の周辺の地域(当該保全対象施設の敷地 (特にその周辺の深夜における良好な風 その他の地域のうち、保全対象施設

四条第三項の政令で定める事由) (法第三十一条の二十三において準用する法第 法第四十四条第一項の規定による特定遊興飲 風俗環境の保全に障害を及ぼすこととならなは、地域の特性その他の事情に応じて良好な 守のための自主的な活動にも配意すること。 又は法に基づく命令若しくは条例の規定の遵 が関係特定遊興飲食店営業者に対して行う法 食店営業者の団体の届出の有無及び当該団体 いよう配慮するとともに、当該地域における 営業所設置許容地域の指定及びその変更

第二十三条 第七条の規定は、法第三十一条の二 十三において準用する法第四条第三項の政令で 替えるものとする。 とあるのは、「特定遊興飲食店営業者」と読み 定める事由について準用する。この場合におい て、第七条第一号及び第六号中「風俗営業者」

る条例の基準) (特定遊興飲食店営業の営業時間の制限に関す

第二十四条 法第三十一条の二十三において準用 次のとおりとする。 する法第十三条第二項の政令で定める基準は、

第十三条第二項の制限は、 法第三十一条の二十三において準用する法 深夜において営業

間として午前六時後午前十時までの時間内の深夜から引き続き営業を営んではならない時 午前六時までの時間内の時間を指定し、又は 時間を指定して行うこと。 を営んではならない時間として午前五時から

内の地域について行うこと。 されることを防止するため早朝における風俗 勤務その他日常生活又は社会生活の平穏が害 環境の保全につき特に配慮を必要とする地域 営業時間を制限する地域の指定は、居住

制に関する条例の基準等) (特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規

第二十五条 法第三十一条の二十三において準用 表の下欄に定める深夜に係る数値を超えない範項の表の上欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同 囲内において定めるものとする。 る営業に係る騒音に係る数値は、第十一条第一 合における特定遊興飲食店営業者の深夜におけ する法第十五条の規定に基づく条例を定める場

十五条の規定に基づく条例を定める場合におけ ない範囲内において定めるものとする。 係る振動に係る数値は、五十五デシベルを超え る特定遊興飲食店営業者の深夜における営業に 法第三十一条の二十三において準用する法第 第十一条第三項の規定は、第一項の騒音及び

の規制に関する条例の基準等) 前項の振動の測定について準用する。 (深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動

第二十六条 法第三十二条第二項において準用す 係る数値を超えない範囲内において定めるもの 数値は、第十一条第一項の表の上欄に掲げる地項において同じ。)を営む者に係る騒音に係る 域ごとに、それぞれ同表の下欄に定める深夜に 十三項第四号に規定する飲食店営業をいう。次 における深夜において飲食店営業(法第二条第 る法第十五条の規定に基づく条例を定める場合

において定めるものとする。 係る数値は、五十五デシベルを超えない範囲内 深夜において飲食店営業を営む者に係る振動に 五条の規定に基づく条例を定める場合における 法第三十二条第二項において準用する法第十

前項の振動の測定について準用する。 (深夜における酒類提供飲食店営業の営業禁止 第十一条第三項の規定は、第一項の騒音及び

地域の指定に関する条例の基準) 次のとおりとする 法第三十三条第四項の政令で定める

> とを禁止する地域の指定は、住居集合地域内 の地域について行うこと。 深夜において酒類提供飲食店営業を営むこ

ける酒類提供飲食店営業の態様その他の事情二 前号の規定による地域の指定は、深夜にお を及ぼす行為を防止するため必要な最小限度 境を害する行為又は少年の健全な育成に障害 のものであること。 に応じて、善良の風俗若しくは清浄な風俗環

な不正行為) (法第三十五条の四第二項の政令で定める重大

める重大な不正行為は、次に掲げる行為とす第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定

第十七条第四号から第八号までに掲げる

条の三の罪を犯した者を幇助する目的に係る 限る。) の罪に当たる違法な行為 十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百 第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二 又は第二百二十八条(同法第二百二十四条、 る部分に限る。以下この号において同じ。) しくは第三項(営利又はわいせつの目的に係 部分に限る。以下この号において同じ。)若 六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六 二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十 十六条の三、第二百二十七条第一項(同法第 限る。以下この号において同じ。)、第二百二 ては、営利又はわいせつの目的に係る部分に 十六条、第二百二十六条の二(第三項につい 限る。以下この号において同じ。)、第二百二 五条(営利又はわいせつの目的に係る部分に 二百二十三条、第二百二十四条、第二百二十 で、第百七十九条から第百八十三条まで、第 百四十条、第百七十四条から第百七十七条ま 係る部分に限る。)、第百三十九条第二項、第 (これらの規定中販売又は販売目的の所持に 二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に 刑法第百三十六条若しくは第百三十七条 政令で定める者

三 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等 )是に有こう産民でする。 )の最六条(第一項第二号に係る部分に限る。) )のというである営業につる。) )のというでは第二号に係る部分に限る。) )のというではいる。) る。)、第四条(同号に係る部分に限る。)又 号)第三条(第一項第九号に係る部分に限 の罪に当たる違法な行為 関する法律(平成十一年法律第百三十六 ||単に「許可」という。) る場合で営業所に設置す を受けようとする者 |(一) ぱちんこ屋又は第

(以下この表において

法第三条第一項の許

政令で定める額

号)第二章(第五条を除く。)に規定する罪 に当たる違法な行為 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八 遊技機以外の遊技機(以る遊技機に認定を受けた

五. 八条までの罪に当たる違法な行為

当たる違法な行為 収物に記録された性的な姿態の影像に係る電 ||(二) ぱちんこ屋又は第(一) 1又は2に定める 律第六十七号)第二条から第六条までの罪に 磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押

を含む。)の罪に当たる違法な行為 法律第八十八号)の規定により適用する場合 遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年 を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派 六十二条に係る部分に限る。) (これらの規定 は第百十九条第一号(同法第六十一条又は第 六条又は第五十六条に係る部分に限る。) 又 号)第百十七条、第百十八条第一項(同法第 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九 る遊技機に未認定遊技機未認定遊技機 があるとき。

号)第六十三条の罪に当たる違法な行為 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十

に、未認定遊技機一台した額)を加算した額を加算した額を加算した額を加算した額を加算を開発を開発した額を加算を表する。

未認定遊技機が属する 五千六百円に当該特定 がある場合にあつては、 認定遊技機」という。) の表において「特定未

第九号に係る部分に限る。)の罪に当たる違 四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は 号)第六十条第一項又は第二項(同法第三十 法な行為 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四

第一項の罪に当たる違法な行為 出入国管理及び難民認定法第七十三条の一

の罪に当たる違法な行為 派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条 ||の風俗営業について許可 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び

第二十九条 法第四十三条の政令で定める者は、 める額は、同表の上欄に掲げる者について、そ 次の表の上欄に掲げる者とし、同条の政令で定 れぞれ同表の下欄に定める額とする。

及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 | ないとき。 (平成十一年法律第五十二号) 第四条から第||1 三月以内の期間を限 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制 | 定遊技機」という。) つて営む営業

一万五千円

一万五千円

||いて許可を受けようとす||定を受けた型式に属 ||八条に規定する営業につ|額に、二千八百円(検 ||2 その他の営業

|る場合で営業所に設置す||る未認定遊技機以外の

(以下こ

す

(法第四十三条の政令で定める者及び額)

2

|八条に規定する営業以外 |(三) ぱちんこ屋及び第

円を減じた額)を加算

欄に定める額から八千

認定遊技機については、

ことに四十円(特定未

それぞれ第十四条の表

一の項の(三)の

|を受けようとする場合 つて営む営業 三月以内の期間を限 万四千円

その他の営業 万四千円

法第二十条第十項

表において単に「承認 という。) を受けようと |おいて準用する法第九条 一項の承認(以下この

する遊技機に未認定遊技 (一) 承認を受けようと 二千四 する者

機がない場合

機がある場合 | 該特定未認定遊技機がある場合 | あつては、八千円に当する遊技機に未認定遊技定遊技機がある場合に (二) 承認を受けようと|五千二百円(特定未

属する型式の数を二千

減じた額)を加算した 定める額から八千円を 技機については、それ |四十円(特定未認定遊 認定遊技機一台ごとに 四百円に乗じて得た額 の項の(三)の下欄に ぞれ第十四条の表の一 を加算した額)に、

おける当該他の許可に係る政令で定める額は、 |おいて同時に他の許可を受けようとする場合に |円を減じた額とする。 それぞれ一の項の下欄に定める額から八千六百 許可を受けようとする者が当該都道府県に

額に六千八百円を加算した額とする。 で定める額は、それぞれ一の項の下欄に定める につき許可を受けようとする場合における政令 法第四条第三項の規定が適用される営業所

(警察庁長官への権限の委任)

第三十条 法第四十一条の三第一項の規定による 出の受理に関する事務は、警察庁長官に委任す限に属する法第四十四条第一項の規定による届報告の受理及び通報並びに国家公安委員会の権

(方面公安委員会への権限の委任)

第三十一条 方面を除く方面については、当該方面公安委員 るものを除き、道警察本部の所在地を包括する道公安委員会の権限に属する事務は、次に掲げ 会に委任する。 法又は法に基づく政令の規定により

機関に試験事務を行わせる事務 認定及び検定に関する事務並びに指定試験

が定める手続に従うものとする。 に係る聴聞を行うに当たつては、 前項の規定により方面公安委員会が行う処分 命令及び同条第四項の取消しに関する事務 法第三十九条第一項の指定、同条第三項の 道公安委員会

行の日(昭和六十年二月十三日)から施行すする法律(昭和五十九年法律第七十六号)の施 この政令は、風俗営業等取締法の一部を改正

(経過措置)

1 (施行期日)

> 2 規定する種類の遊技機のうち、国家公安委員会 表第一号(二)及び第七号(二)の規定の適用 ものに限る。)に属する遊技機は、第十六条の 指定する型式(この政令の施行の際現に存する の定める基準に従い著しく射幸心をそそるおそ については、法第二十条第四項の検定を受けた れがないものとして都道府県公安委員会規則で この政令の施行の日から一年間は、第十条に 2 1

## 型式に属する遊技機とみなす。 〇号) (昭和六一年三月二八日政令第五

和六十一年四月一日)から施行する。 関係法律の整備等に関する法律の施行の日 な機会及び待遇の確保を促進するための労働省 この政令は、雇用の分野における男女の均等 (昭

### 附 則 (昭和六一年六月六日政令第二〇

る法律の施行の日 ら施行する。 確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関す この政令は、労働者派遣事業の適正な運営の (昭和六十一年七月一日)か

#### 附 三六三号) 則 (昭和六三年一二月三〇日政令第 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 施行する。 昭和六十四年四月一日 から

#### 号) 附 則 (平成二年八月一日政令第二三七

(施行期日)

第一条 この政令は、麻薬取締法等の一部を改正 部分を除く。) の施行の日 五日)から施行する。 する法律(同法附則第一条ただし書に規定する (平成二年八月二十

#### 号 附 則 (平成四年三月一三日政令第三三

この政令は、 平成四年四月一日から施行す

る。

## 六 附号 🔐 則 (平成四年五月一三日政令第一七

部を改正する法律の施行の日(平成四年七月 この政令は、麻薬及び向精神薬取締法等の から施行する。

旦

### 附 則 (平成六年九月一九日政令第三〇

(施行期日) 三号)

第一条 この政令は、行政手続法の施行の 成六年十月一日)から施行する。 Ħ 伞

ようとする者

## 号附 則 (平成八年三月二五日政令第三七

(施行期日)

る。ただし、第十六条の改正規定は、同年四月 (経過措置) 日から施行する。 この政令は、 平成八年五月一日 から施行す

下「法」という。)第二十七条第一項の規定の等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以業を営んでいる者の当該営業に関する風俗営業 り新たに風俗関連営業に該当することとなる営 この政令の施行の際現にこの政令の施行によ 風俗関連営業」とする。 あるのは、「、平成八年五月三十一日までに、 適用については、同項中「、風俗関連営業」と

3 前二項の規定は、附則第二項に規定する者の一項及び第二項の規定は、適用しない。間は、法第二十七条第一項並びに第二十八条第むことを禁止されている地域をいう。)に在る 定に基づく条例の規定により風俗関連営業を営八条第一項に規定する区域又は同条第二項の規 規定する者の当該営業については、当該営業に 平成八年六月三十日までの間における前項に 係る営業所が風俗関連営業禁止区域(法第二十

4 要件に該当することとなったときは、適用しな 当該営業がこの政令の施行前の風俗関連営業の

## 七七号) 时 (平成一〇年八月一四日政令第1

(施行期日)

規 定 、 第 十 六 条 の 表 の 改 正 規 定 中条の次に一条を加える改正規定、第七条の改正とし、同条の前に二条を加える改正規定、第六とだし、第一条の改正規定、同条を第一条の三 行の日(平成十一年四月一日)から施行する。 正化等に関する法律の一部を改正する法律の施この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適

相続に係る承認を受けようとす 法第七条第一項の風俗営業の八千六百 円

\_ の 二 俗営業の合併に係る承認を受け 相続に係る承認を受けようとす 法第七条第一項の風俗営業の 法第七条の二第一項の風 八千六百 円 百円 万二千

> 」に改める部分及び同表の備考に二号を加える 日(平成十年十一月一日)から施行する。 法附則第一条ただし書に規定する規定の施行 改正規定(第四号に係る部分に限る。)は、同 (経過措置)

五号の規定は、適用しない。 九号) 附 則 (平成一一年三月二五日政令第四

化等に関する法律施行令第十三条第四号及び第

は、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正

この政令の施行の日前にした行為について

# この政令は、平成十一年四月一日から施行す

る。

### 三二一号) 則 (平成一一年一〇月一四日政令第

係法律の整備等に関する法律の施行の日 十二年四月一日)から施行する。 この政令は、地方分権の推進を図るための関 (平成

### 三二三号) 則 (平成一一年一〇月一四日政令第

成十一年法律第五十二号)の施行の日 為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平 一年十一月一日)から施行する。 この政令は、児童買春、児童ポルノに係る行 (平成十

# (平成一二年一月二一日政令第八

益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百この政令は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収 三十六号)の施行の日(平成十二年二月一日) から施行する。

# 四 附二号) (平成一二年五月三一日政令第二

(施行期日)

第一条 この政令は、大規模小売店舗立地法の施 行の日(平成十二年六月一日)から施行する。 (経過措置)

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰 則の適用については、なお従前の例による。

# 四一八号) 則 (平成一三年一二月二一日政令第

(施行期日)

四年四月一日)から施行する。 成十三年法律第五十二号)の施行の日 正化等に関する法律の一部を改正する法律(平 この政令は、風俗営業等の規制及び業務の (平成十 適

2 は、 この政令の施行の日前にした行為につ 改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正

(経過措置)

部分に限る。)及び第十七号の規定は、適用し 六、第五十条の十七及び第六十九条の五に係る 十一号(麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十 取締法第二十四条の七に係る部分に限る。)、第化等に関する法律施行令第十三条第八号(大麻

#### 八二号) 附 則 (平成一四年八月三〇日政令第二 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、 平成十四年十月一日から施

# (平成一五年五月二一日政令第二

律の一部を改正する法律の施行の日(平成十五及びマンションの建替えの円滑化等に関する法 年六月一日) この政令は、建物の区分所有等に関する法律 から施行する。

### 九二号) (平成一七年五月二七日政令第一 抄

(施行期日)

の防災機能の確保等を図るための建築基準法等第一条 この政令は、建築物の安全性及び市街地 第四条において「施行日」という。)から施行う。)の施行の日(平成十七年六月一日。附則 の一部を改正する法律(以下「改正法」とい

(罰則に関する経過措置)

第五条 この政令の施行前にした行為及び前条の る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの政令の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場

#### 三六九号) 則 (平成一七年一二月一六日政令第 抄

(施行期日)

- 行の日(平成十八年五月一日)から施行する。 正化等に関する法律の一部を改正する法律の施この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適 (経過措置)
- 2 この政令の施行前にした行為に係る風俗営業 従前の例による。 施行令第十五条の二の規定にかかわらず、なお 営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 る営業の停止の命令については、改正後の風俗 十五条の四第二項又は第四項第二号の規定によ 等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三 2

# (平成一九年三月二日政令第三九

に関する法律の施行の日から施行する。 この政令は、一般社団法人及び一般財団法人 3

## 一八号) (平成一九年三月三一日政令第

号に定める日から施行する。 る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各 この政令は、平成十九年四月一日から施行す

二十年四月 (平成一九年九月一四日政令第1 日 抄

ら第四条まで、第七条及び第十条の規定

平成

第四号の改正規定(「第十条第一項」を「第十

第一条中地方財政法施行令附則第二条第一項

五条第一項」に改める部分に限る。)、第二条か

する。 に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行 定の施行の日から施行する。ただし、次の各号 この政令は、法附則第一条第二号に掲げる規 八七号)

第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第 一条第一号に掲げる規定の施行の日 条、第二十八条及び第三十条の規定 二十条、第二十二条、第二十四条、第二十六 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条 法附則第

## 八附号副 則 (平成二二年七月九日政令第一六

(施行期日)

|第一条 この政令は、 施行する。 平成二十三 一年一月一日 から

第二条 この政令の施行の際現にこの政令の施行 三十一日までの間は、 営んでいる同項に規定する営業につき広告又は こととなる営業を営んでいる者(この政令の施 により新たに店舗型性風俗特殊営業に該当する 宣伝をする場合については、平成二十三年一月 日までに、店舗型性風俗特殊営業」とする。 業」とあるのは、「、平成二十三年一月三十一 の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下 た者を除く。)の当該営業に対する風俗営業等 定めていたものに違反して当該営業を営んでい 規定であって当該営業を営んではならない旨を については、同項中「、店舗型性風俗特殊営 「法」という。) 第二十七条第一項の規定の適用 行の日の前日において、次条に規定する条例の (経過措置) 前項に規定する者がこの政令の施行の際現に 法第二十七条の二の規定

> に基づく条例の規定は、適用しない。 地域にあるものに限る。次項において同じ。) 営業を営んではならないこととされる区域又は 条第二項の規定に基づく条例の規定により当該 係る営業所が法第二十八条第一項の規定又は同 間は、同条第一項の規定及び同条第二項の規定 については、平成二十三年一月三十一日までの に営んでいる同項に規定する営業(当該営業に 第一項に規定する者がこの政令の施行の際現

- 4 規定並びに同条第二項の規定に基づく条例の規同条第四項ただし書及び法第二十八条第一項の 第二十七条第一項の届出書を提出したときは、 年一月三十一日までの間に当該営業について法 規定する営業については、その者が平成二十三 者がこの政令の施行の際現に営んでいる同項に 定は、適用しない。 前項に定めるもののほか、第一項に規定する
- 5 定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を前二項の規定により法第二十八条第一項の規 用しない。 を頒布する場合については、同項の規定は、 所の内部において同項第二号に規定するビラ等 業の営業所の外周又は内部に同条第五項第一号 適用しないこととされる営業を営む者が当該営 に規定する広告物を表示する場合及び当該営業 適

(条例の規定の効力)

第三条 地方公共団体の条例の規定であって、こ の処罰については、その失効後も、なお従前のめをしないときは、その失効前にした違反行為 において、当該地方公共団体が条例で別段の定同時に、その効力を失うものとする。この場合 務の適正化等に関する法律施行令第五条に規定 行為に係る部分については、この政令の施行と 人、使用人その他の従業者が当該営業に関し行する営業に該当する営業を営む者又はその代理 の政令による改正後の風俗営業等の規制及び業 った行為を処罰する旨を定めているものの当該 1

#### 附 号) 則 (平成二三年七月六日政令第二一

から施行する。ただし、第二条の規定(風俗営ための刑法等の一部を改正する法律の施行の日 行令第十五条の二第九号の改正規定に係る部分 業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施 に限る。) は、 この政令は、情報処理の高度化等に対処する 公布の日から施行する。

(平成二三年一二月二六日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法施行日 年七月九日)から施行する。 (平成二十

(経過措置)

- 第三条 次に掲げる政令の規定の適用について 規定する外国人登録証明書は在留カードとみな 定する外国人登録証明書は特別永住者証明書と は、中長期在留者が所持する旧外国人登録法に し、特別永住者が所持する旧外国人登録法に規
- する法律施行令第九条の二第一号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関
- 間とする。 期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間 期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める る外国人登録証明書が在留カードとみなされる は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期 前項の規定により、旧外国人登録法に規 定す
- 第四条 この政令の施行の日前にした行為に対す る法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二 る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す 及び業務の適正化等に関する法律施行令第九条 十一条の規定による改正後の風俗営業等の規制 号、第三十四条又は第三十五条の四第一項若し による。 の二第一号の規定にかかわらず、なお従前の例 くは第四項第一号の規定の適用については、第 十一条の四第一項、第三十一条の六第二項第一 十五条、第二十六条第一項、第二十九条、第三

六四号) 附 則 (平成二四年六月一五日政令第一

この政令は、 公布の日から施行する。

附則 (平成二四年八月一〇日政令第二

(施行期日)

——号)

(施行期日)

る法律等の一部を改正する法律の施行の日 確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関すこの政令は、労働者派遣事業の適正な運営の 成二十四年十月一日)から施行する。 附 則 (平成二四年一一月二一日政令第

伞

(経過措置) この政令は、 公布の日から施行する

二七四号)

2 する法律施行令第一条の規定により指定されて 前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関 この政令の施行の際現にこの政令による改正

指定されたものとみなす。 正化等に関する法律施行令第一条の規定により による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適

# 則 (平成二五年二月六日政令第二九

この政令は、平成二十五年四月一日から施行

# 則 (平成二六年七月九日政令第二五

部を改正する法律の施行の日から施行する。 為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一 この政令は、児童買春、児童ポルノに係る行

# (平成二七年六月二四日政令第二

(施行期日) 五三号)

この政令は、公布の日から施行する。

# 三八二号) 附 則 (平成二七年一一月一三日政令第

行の日(平成二十八年六月二十三日)から施行 正化等に関する法律の一部を改正する法律の施この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適

### 九号) 則 (平成二九年二月一五日政令第

(施行期日)

第一条 この政令は、 十九年五月三十日)から施行する。 整備法の施行の日 (平成)

#### 附則 0号) 抄 (平成二九年七月五日政令第一八

(施行期日)

第一条 この政令は、刑法の一部を改正する法律 (以下「改正法」という。) の施行の日から施行

る法律施行令の一部改正に伴う経過措置) (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す

第三条 第三条の規定による改正後の風俗営業等 を含む。)の罪に当たる違法な行為は、 によることとされる場合におけるこれらの規定 法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例部分に限る。)又は第百八十一条第三項(改正 第百七十九条(旧刑法第百七十八条の二に係る の適用については、旧刑法第百七十八条の二、 条、第十八条、第二十条及び第二十一条の規定 の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 (以下この条において「新令」という。) 第十七 十七条第一号に掲げる行為とみなす 新令第 2

いる講習は、この政令の施行の日に、この政令 | 2 新令第二十八条の規定の適用については、旧 規定によりなお従前の例によることとされる場 第百七十八条の二に係る部分に限る。)又は第 刑法第百七十八条の二、第百七十九条(旧刑法 る違法な行為は、新令第二十八条第二号に掲げ 合におけるこれらの規定を含む。)の罪に当た 百八十一条第三項(改正法附則第二条第一項の る行為とみなす。

#### 号) 則 (平成三〇年一月三一日政令第1

附

(施行期日)

1

する。 の施行の日(平成三十年六月十五日)から施行 この政令は、旅館業法の一部を改正する法律

## 則 (令和二年三月一一日政令第四〇

効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部 (令和二年四月一日) から施行する。 二号の改正規定を除く。)の規定の施行の日 を改正する法律第四条(覚せい剤取締法(昭和 一十六年法律第二百五十二号)第九条第一項第 この政令は、医薬品、医療機器等の品質、有

#### 号) 附 則 (令和五年七月五日政令第二三五

(施行期日)

を改正する法律(以下「改正法」という。)の第一条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部 施行の日から施行する。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す

第四条 第四条の規定による改正後の風俗営業等 号に掲げる行為とみなす。 ら第百七十八条までの罪に係る部分に限る。) 条、第十八条、第二十条及び第二十一条の規定 の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 の罪に当たる違法な行為は、新令第十七条第一 の適用については、旧刑法第百七十六条から第 (以下この条において「新令」という。) 第十七 十一条(これらの規定中旧刑法第百七十六条か 百七十八条まで又は第百八十条若しくは第百八 る法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

刑法第百七十六条から第百七十八条まで又は第 為は、新令第二十八条第二号に掲げる行為とみ 罪に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行 中旧刑法第百七十六条から第百七十八条までの 百八十条若しくは第百八十一条(これらの規定 新令第二十八条の規定の適用については、旧

## 号附 (令和五年七月五日政令第二三六

五年法律第六十七号)の施行の日から施行す る。 に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和 処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像 この政令は、 性的な姿態を撮影する行為等の